

【第73回岩手県高等学校総合体育大会ソフトボール競技における
新型コロナウイルス感染拡大防止対策に係わるガイドライン】

岩手県高体連ソフトボール専門部

注：本ガイドラインにおいて

- ① 会場とは本部が指定する立ち入り禁止区域内を指す。
- ② 球場とはソフトボールグラウンド内を指す。

【競技大会参加にあたっての確認事項】

- ① 参加校は競技大会2週間前から県外での練習試合等を行わないこととし、感染リスク軽減に努めること。なお、県内の活動については以下の点に留意すること。
 - ア 県競技団体、県高体連等が主催又は共催する大会については、事前に主催者が講じる新型コロナウイルス感染防止対策や会場となる地域の感染状況などを確認し、慎重に判断した上で学校長の許可のもと、参加できることとする。
 - イ 練習試合や合同練習をする場合は、所属地域での感染状況を慎重に判断し、1校対1校にとどめ、適切な感染防止対策及び3密の回避を施し実施すること。なお、合同チームは1校とみなす。
 - ウ 上記ア・イの参加にあたっては、必ず生徒本人と保護者の参加意向を確認し、その意向を尊重すること。
- ② 大会参加にあたっては、必ず生徒本人と保護者の参加意向を確認し、その意向を尊重すること。
- ③ 参加校責任者は、参加する生徒の健康状態（検温・体調）を把握し、体調管理を徹底させること。
- ④ 宿泊が伴わない参加が望ましいが、やむを得ず宿泊を要する場合は、部員同士及び、他の宿泊客と密接を避けるなど感染防止の配慮をすること。
- ⑤ 競技大会参加前日（会場入り前）までに陽性者や濃厚接触者等が確認された場合の競技大会参加可否については、所属校の判断・対応とする。

【競技大会中における確認事項】

- ① 大会当日、体調不良や発熱が疑われる者が出た場合は、その該当者と学校関係者（部員及び部顧問等、以下同じ）を接触させないよう隔離し、該当者を速やかに医療機関を受診させる。その際、診察結果が判明するまでは該当者を除く学校関係者は、体調管理をしながら参加できる。しかし、該当者がPCR検査を受検することになった場合は、その学校関係者は大会出場を取りやめ、自宅待機をし、保健所の指示を待つ。

※ 陰性の場合は、競技大会に出場できるが、既に予定していた試合（競技）が終了していた場合は、不戦敗・棄権となる。

- ② 大会期間中、学校関係者内に濃厚接触者の可能性がある者や濃厚接触者が出た場合、その学校関係者は大会出場を取りやめ、保健所の指示を受ける。
- ※ PCR検査を受検した学校関係者全員が陰性の場合には競技大会に出場できるが、既に予定していた試合（競技）が終了していた場合は、不戦敗・棄権となる。

(1) 運営

- ① 原則無観客で大会を実施する。但し、記録係として1日1チームにつき保護者2名の入場を許可する。申請用紙に「所属」「連絡先」「検温」「滞在予定時間」を記入し、監督会議席上で提出し専門部の許可を得ること。入場の際は、「検温済み」・「入場許可者」であることの証明として ID を配付し常時表示させる。
- ② 石鳥谷ふれあい運動公園駐車場に関して
- ア) 駐車場は役員駐車場、チームの送迎バス駐車場のみ設置する。
- イ) 駐車をする際には駐車許可証を必要とする。
- ウ) 保護者の送迎に関して駐車場所は設置せず生徒の乗降のみとする。
- エ) 石鳥谷ふれあい運動公園周辺の道路への駐車や試合観戦は、近隣住民の迷惑となるので禁止する。
- ③ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため競技別開会式は実施しない。
- ④ 会場入りする大会役員および選手は、開催2週間前からを別途とした各校における毎朝の検温と健康チェック、そしてマスク着用を義務付ける。また、引率責任者は会場到着後直ちに、ベンチ入りメンバー（指導者含む）および、控え部員を含めた全部員の健康状態を本部へ報告する。発熱（37.5℃以上）の選手が発生した場合は、チーム帯同を控えさせ医療機関での受診等の措置を図ること。（各チームに配布してある「連絡先及び健康状態申告のお願い」に必要事項を記入し、試合当日に大会本部に提出すること。）
- ⑤ 会場出入口には、アルコール消毒液等を設置し、手指消毒を励行する。
- ⑥ 石鳥谷ふれあい運動公園出入口付近に入場制限の立て看板を設置し、会場内への入場を許可された者以外の立ち入り禁止の徹底を図る。
- ⑦ 審判員・記録員については、岩手県ソフトボール協会に対し体調管理の徹底を図るよう申し入れを行う。入場の際は、大会本部にて検温を実施しマスク着用のうえ入場させる。合わせて当日会場入りする全競技役員の健康状況を本部へ報告させる。
- ⑧ メディア、卒業アルバム業者が入場を希望した場合は入場を認める。但し、申請用紙に「所属」「連絡先」「検温」「滞在予定時間」を記入させ、マスク着用のうえ入場させる。入場の際は、「検温済み」・「入場許可者」であることの証明として ID を配付し常時表示させる。なお、取材については取材対象者と十分な距離を確保することを伝え義務付ける。加えて、取材対象者が選手の場合は、引率責任者の了承を必要とする旨も必ず伝える。
- ⑨ 救護体制については、看護師または養護教諭を常駐させる。会場入りした人の中に発熱や体調不良等感染が疑われる人が出た場合、大会本部前で検温のうえ、疑いな

しであれば本部で対応する。疑いがある場合は保健所の電話相談窓口に連絡して指示を受ける。

- ⑩ 試合日においては、ベンチの消毒作業を終えてからチームを球場へ入場させるよう指示する。
- ⑪ 大会運営に係り、補助員の協力は求めないことを原則とする。必要であれば専門部の裁量下において補助員の招集を認める。
 - ア) グラウンド整備およびライン引き等は、試合をする当該校が行うこと。第1試合の球場準備は専門部強化委員と審判で行う。
 - ※ なお、整備作業においてはベンチ入り以外の控え部員を交えても差し支えないこととする。
 - イ) ボールガールは、試合をする当該校が行うこと。
 - ウ) ファールボールへの対応は、試合をする当該校が行うこと。
- ⑫ 令和2年5月14日付けにて、公益財団法人日本スポーツ協会および公益財団法人日本障がい者スポーツ協会から示された「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を受け、以下の準備を行うこととする。

【手洗い場所】

- ア) 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- イ) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- ウ) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）
- エ) 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

【トイレ・洗面所】

- ア) トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること。
- イ) トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること。
- ウ) 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- エ) 「手洗いは30秒以上」等の掲示をすること。
- オ) 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。布タオルや手指を乾燥させる設備については使用しないようにすること。）

【スポーツイベント会場】

- ア) 室内においては、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行うことが必要。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

【ゴミの廃棄】

- ア) 原則、ゴミは全て個人の責任下において持ち帰ることを呼びかける。

(2) 応援・観戦

- ① 原則として無観客とする。ただし、次の者はマスク着用のうえ、会場内への入場を認める。
 - ア) ベンチ入りしなかった各校のソフトボール部員
※ 会場内待機とし球場内への入場は控えることとする。ただし、グラウンド整備時等においてはその限りではない。※ 球場内への荷物の運搬はベンチ入りメンバーのみとする。
 - イ) 出場該当校の校長
 - ウ) 出場校各校ソフトボール部員の保護者は記録係として2名まで入場を許可する。
VTR撮影については、設置箇所は外野のエリア(バックスクリーン付近を除く)とする。
- ② ベンチ入りしなかった部員の応援については、飛沫感染 のリスク回避のため一斉応援を禁止とする。(メガホン・鳴り物の使用禁止) また、咳エチケットの励行(マスクを着用する)。

(3) チーム・選手対応

- ① チーム関係者は、会場での行動はもとより移動時においても、密閉、密集、密接空間となる満員状態を作らないよう心掛ける。
- ② 会場入場後は各校職員・選手と保護者が接触しないように配慮すること。
- ③ マスクの着用、手洗い・うがいを励行する。
- ④ 水分や塩分、栄養の補給は各選手個別のペットボトルや容器を使用し、共用コップ等は使用しない。
- ⑤ 業者に昼食を依頼しているチームは責任を持って入場受付場所のみで対応する。
- ⑥ 試合終了後のチームの入れ替えは本部の指示に従うこと。
- ⑦ 試合終了後はベンチ内の消毒作業を引率責任者管理下にて当該校が行う。

【大会中止の判断について】

- ① 岩手県から「緊急事態宣言」が発令された場合は中止とする。
- ② 岩手県教育委員会から次の指示が出た場合は中止とする。
 - ア) 学校の休校・部活動の自粛要請(一斉)
 - イ) 学校の通常授業・部活動の自粛要請(一斉)
 - ウ) 学校の通常授業・大会自粛要請(一斉)
- ③ 政府から全国を対象とした「緊急事態宣言」が発令された場合は中止とする。